

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
渡良瀬川沿岸地区測量等業務

特 別 仕 様 書 (当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項目	内容
第1章 総則 (適用範囲)	
第1-1条 (目的)	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業渡良瀬川沿岸地区測量等業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第1-2条 (場所)	本業務は、昭和46年度から昭和59年度に渡良瀬川沿岸農業水利事業により造成されたかんがい排水施設の中心線測量等を行うものである。
第1-3条 (業務概要)	本業務において対象とする施設の場所は、群馬県みどり市及び太田市市地内で、別添位置図に示すとおりである。
第1-4条 (土地の立入り等)	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・岡登幹線用水路ほか測量 L=1.09km ・3級水準測量 0.78km ・3級基準点測量 9点
第1-5条 (班編成)	業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
第1-6条 (一般事項)	本業務は3班以上の編成により行うものとする。
第1-7条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 測量予定線、測量作業規程第24条（基準点測量、作業計画）、第51条（水準測量、作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (3) 作業に従事する技術者は、対象業務に充分な知識と経験を有した者とする。 (4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。

項目	内容																																
(配置技術者の確認) 第1-8条 (保険加入) 第1-9条 第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	<p>共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>基本条件は、次のとおりである。</p> <p>本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>既設の基準点・水準点名</th> <th>標高 (EL)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>2級基準点 NO.76 方位標</td> <td>145.563m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>三級基準点 50-3-90</td> <td>65.667m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>三級基準点 50-3-97</td> <td>58.493m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>電子基準点 桐生</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>電子基準点 佐野</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>電子基準点 境</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>電子基準点 群馬</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 岡登幹線水路は、渡良瀬川上流土地改良区連合が管理し操作している。矢場幹線水路は群馬県が管理し、渡良瀬川中央土地改良区連合が操作している。</p> <p>(2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。</p> <p>(3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任</p>		既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考	(1)	2級基準点 NO.76 方位標	145.563m		(2)	三級基準点 50-3-90	65.667m		(3)	三級基準点 50-3-97	58.493m		(4)	電子基準点 桐生	—		(5)	電子基準点 佐野	—		(6)	電子基準点 境	—		(7)	電子基準点 群馬	—	
	既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考																														
(1)	2級基準点 NO.76 方位標	145.563m																															
(2)	三級基準点 50-3-90	65.667m																															
(3)	三級基準点 50-3-97	58.493m																															
(4)	電子基準点 桐生	—																															
(5)	電子基準点 佐野	—																															
(6)	電子基準点 境	—																															
(7)	電子基準点 群馬	—																															

項目	内容						
(対象施設) 第2-2条	<p>において処理しなければならない。</p> <p>(4) 現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。</p>						
(貸与資料) 第2-3条	<p>本業務の対象施設は、岡登幹線水路及び矢場幹線水路とする。</p> <p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前歴事業平面縦断図・構造図</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外で必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	貸与資料	数量	前歴事業平面縦断図・構造図	1式	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果	1式
貸与資料	数量						
前歴事業平面縦断図・構造図	1式						
令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果	1式						
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。</p> <p>(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。</p> <p>(4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>						
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙項目表のとおりである。</p>						
(作業の留意点) 第3-2条	<p>業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 中心線測量</p> <p>① 中心杭の間隔は、原則として50m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。</p> <p>② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鉦等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。</p> <p>③ 測量については、施設の管理者と協議し行うものとする。</p>						

項目	内容
(管理技術者) 第3-3条	<p>(2) 縦断測量 縦断平面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。</p> <p>(3) 仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の指示により行うものとする。</p> <p>(4) 区分地上権設定範囲図作成 今回作成した縦断平面図を基礎とし、それに含まれる現況平面図に当事務所で所有する転写連続図を重ねる。また縦断図には土地境界、区分地上権設定範囲及び阻害深度を記載するものとする。 縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。</p> <p>(5) 測量成果の検定 本測量成果の検定については、測量作業規程第14条を適用する。</p> <p>(6) 測量成果等の登録 本業務の成果については、国土地理院へ登録予定である。 受注者は公共測量手続きの補助を行う。</p>
(担当技術者) 第3-4条	<p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第7条3項によるものとする。</p> <p>(2) 業務説明書10の(1)に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者は現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第8条によるものとする。</p>
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>打合せ場所は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。</p>

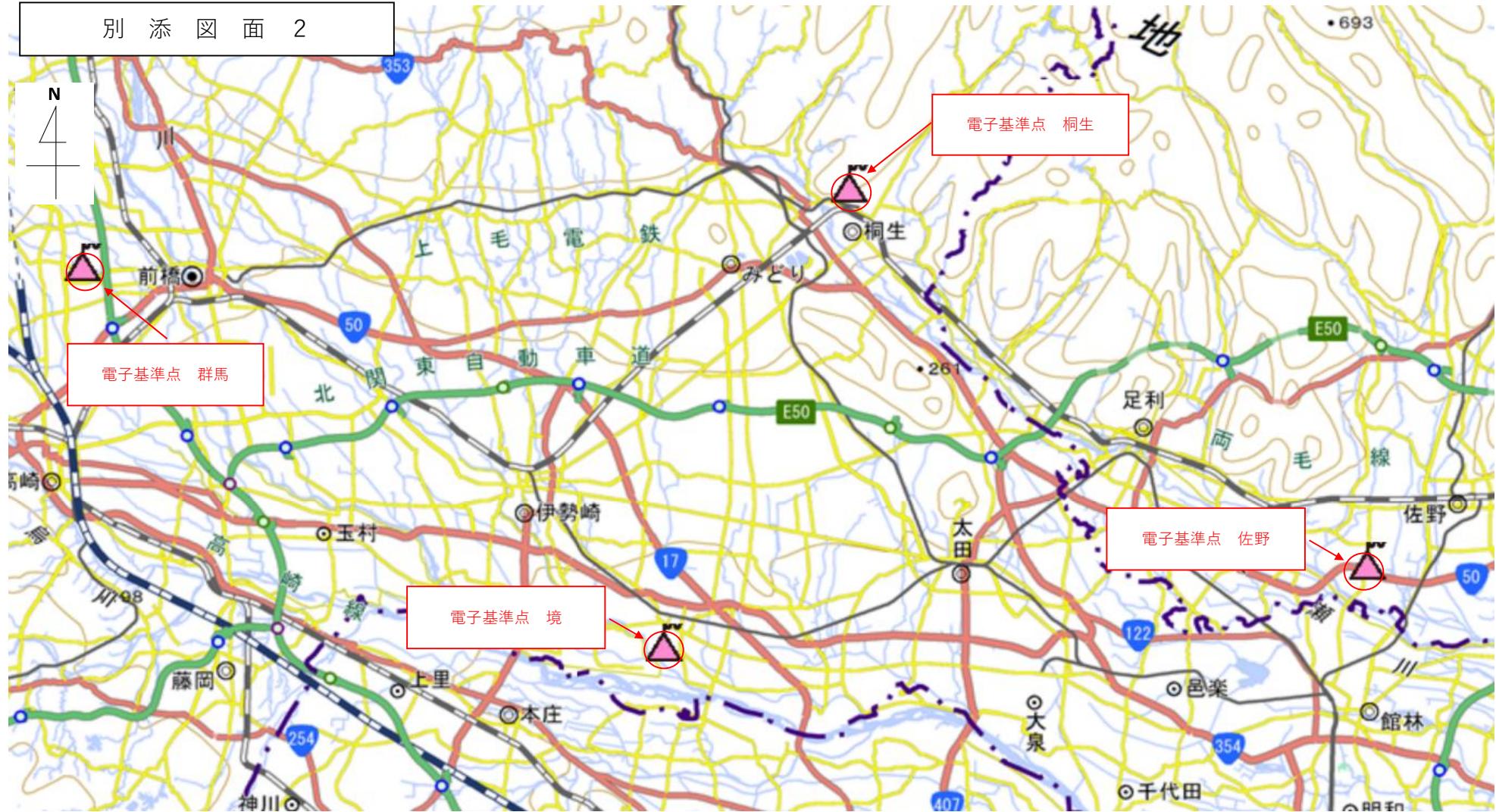
項目	内容
第5章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第5-1条	<p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、業務説明書10の(1)に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	<p>本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(1) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
(成果物の提出先) 第6-2条	<p>成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 3. 図面書面 2部 (製本 A1版及びA2版各1部) 4. 図面原図 1式 (図面ファイル) <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p>

項目	内容
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第2-2条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地踏査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別添図面 1



別添図面 2



令和7年度
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
渡良瀬川沿岸地区測量等業務

項目表

作業項目	数量			備考
	計	矢場幹線水路	岡登幹線水路	
1. 作業計画	1業務			
2. 現地踏査	1.09km	1.063km	0.025km	平地、耕地
3. 中心線測量	1.09km	1.063km	0.025km	平地、耕地、 測点間隔50m、 単曲線区分0
4. 縦断測量	1.09km	1.063km	0.025km	平地、耕地
5. 仮BM設置測量	0.03km	0.000km	0.025km	平地、耕地、 道路上 (3級水準測量)
6. 3級水準測量	0.78km	0.620km	0.160km	平地、耕地、道路上
7. 3級基準点測量	9点	7点	2点	200m間隔、 平地、耕地 (成果検定含む)
8. 4級基準点測量	15点	15点	0点	50m間隔、 平地、耕地
9. 区分地上権設定範囲図作成	6枚	5枚	1枚	延長／300m